

原議保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)

交 規 甲 達 第 2 3 号
令 和 7 年 6 月 3 0 日

部 課 署 長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

通行禁止道路の許可取扱要領の制定について（通達）

対号 令和3年12月1日付け交規甲達第49号「通行禁止道路の除外・許可
取扱要領の全部改正について（通達）」

石川県公安委員会の通行禁止規制除外措置及び警察署長の通行禁止道路等の通行許可の取扱いについては対号により運用してきたところであるが、「石川県道路交通法施行細則」（昭和35年石川県公安委員会規則第12号）の一部改正に伴い、別添のとおり、通行禁止道路の許可取扱要領を制定し、令和7年7月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号は本通達の施行をもって廃止する。

別添

通行禁止道路の許可取扱要領

第1 制定の趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）及び石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第18号。以下「訓令」という。）の規定に基づき、車両通行禁止規制の許可に係る事務処理等に関し必要な事項を定める。

第2 警察署長の通行許可の取扱い

法第8条第2項、令第6条及び細則第5条の2の規定による通行禁止道路における警察署長の通行許可に係る車両の取扱いは、次によるものとする。

1 申請の方法

通行許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通行禁止道路を管轄する警察署交通課又は交通第一課に施行規則別記様式第1の3の通行禁止道路通行許可申請書（以下「申請書」という。）2通を提出し、申請するものとする。

2 申請書の記載方法

(1) 「申請者」の欄

許可を受けようとする車両の所有者又は使用者の住所及び氏名を記載する。

(2) 「主たる運転者」の欄

申請者と運転者が異なる場合に記載する。

なお、運転者を特定し難い場合は、安全運転管理者等その車両の運行を管理する責任者の氏名を記載する。

(3) 「車両の種類」の欄

法第3条に規定する自動車の種類及び「乗用」又は「貨物」の用途を記載する。

（例） 普通乗用車、普通貨物車等

- (4) 「番号標に標示されている番号」の欄
いわゆる車両ナンバーを記載する。
- (5) 「運転の期間」の欄
3年を上限として必要な期間を記載する。
- (6) 「通行しようとする通行禁止道路の区間」の欄
通行許可を受けようとする通行禁止道路の具体的区間を記載する。
- (7) 「やむを得ない理由」の欄
許可を受けようとする車両の具体的用務を記載する。

3 添付書類

申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付するものとする。

- (1) 申請書に記載された車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (2) 通行禁止道路を通行する必要性を疎明する書面（自宅の所在地図等をいう。）

4 通行許可証・標章の交付

- (1) 申請書を受理した警察署は、その内容を審査し、許可対象と認められるものについては、訓令別記様式第4の車両通行禁止道路通行許可処理簿（以下「処理簿」という。）に所要事項を記載の上、施行規則別記様式1の3の通行禁止道路通行許可証（以下「許可証」という。）及び細則別記様式第1の5の歩行者用道路・通行禁止道路通行許可車標章（以下「標章」という。）を作成し、申請者に交付すること。
- (2) 許可証は次の事項に留意して作成すること。

ア 通行時間に係る条件

通行許可は原則、終日通行禁止の道路及び区間を対象とし、時間規制が行われている通行禁止道路については、特に必要やむを得ない場合のみの通行に留め、それ以外の通行については自粛すること。

イ 交通安全に係る条件

通行場所、時間及び交通の状況に応じて保安要員の配置を要すると認められる場合は、当該安全措置を講じる旨の条件を付すこと。

- (3) 許可標章は次の事項に留意して作成すること。

ア 「登録（車両）番号」、「主たる運転者氏名」及び「許可する通行禁止道路の区間」の欄

申請書の記載内容に準じて記載する。

イ 「有効期限」の欄

発行日から3年以内とする。

- (4) 標章の交付に当たっては、訓令別記様式第4の2の歩行者用道路・通行禁止道路通行許可車標章交付簿に所要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくこと。

- (5) 標章を交付する際は、申請者に対し、次の事項を指示すること。

ア 許可された道路及び区間であっても、用務上必要ない場合は通行しないこと。

イ 車両通行禁止規制が行われていることを念頭に、歩行者等の安全に十分配慮して通行すること。

ウ 標章は、通行の際に車両前面の見やすい箇所に掲出しておくこと。

エ 許可条件及び標章裏面の注意事項に従い、不正使用等の違反行為が認められた場合は、返納を命ずることがあること。

第3 電子情報処理組織による申請（以下「電子申請」という。）

1 電子申請の運用方法

電子申請は、「石川県警察電子申請業務運用要領の改正について（通達）」（令和6年4月17日付け情甲達第129号）に基づき運用される電子申請システムを利用して行うこととする。

2 電子申請の対象手続

電子申請により行うことができる手続は、通行許可の申請のうち以下のものとする。

- (1) 過去に通行許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
- 許可を受けた期間の変更をするもの
 - 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更をするもの
- (2) 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請をするもの

3 電子申請の取扱い

電子申請がなされた場合は、次により取り扱うこと。

なお、次に定める事項以外は第2、第4、第5、第6の1、第6の3、第6の4、第7及び第8に準じて行うこと。

- (1) 電子申請の受理

電子申請の到達を随時確認し、到達を認知したときは、当該申請の内容を第2の規定に準じて確認すること。この際、申請内容が他の警察署の管轄区域であるときは、速やかに返却手続を行うとともに、申請者に正しい申請先警察署を伝え再申請するよう教示すること。

(2) 申請書類の印字

電子申請された申請書類一式を印字し、審査を開始すること。

(3) 補正通知

申請書類に不備があるときは、申請者に対し、補正すべき事項を通知すること。

(4) 審査完了

申請書類の審査完了後は、申請者に対し、電子申請システムにより必要事項を通知すること。

第4 身体障害のある者からの申請によるタクシー利用等の取扱い

身体障害のある者が、タクシーや友人車両（以下「タクシー等」という。）を利用して、通行禁止道路を通行しようとする場合の取扱いは、第2に定めるほか、次による。

1 許可取扱いの趣旨

令第6条第2号により、身体障害のある者は、タクシー等を利用して通行禁止道路を通行しようとする場合において、「主たる運転者」及び「番号標に表示されている番号」を特定せず、許可を申請することができる。

2 許可の対象者

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者で歩行が困難な者
- (2) 身体障害者手帳の交付は受けていないが、身体障害があつて歩行が困難な者
- (3) 怪我、病気等で一時的に歩行が困難な状態にある者
- (4) 精神障害者でその身体的障害（精神面の障害を含む）により歩行が困難な状態にある者

3 許可の申請

原則、歩行が困難な身体障害がある者が行う。

4 取扱要領

使用車両としてタクシーを利用したい旨の申請があつた場合、次による。

(1) 申請書の記載要領

ア 「申請者」の欄

身体の障害のある者の氏名を記載する。

イ 「主たる運転者」の欄

「〇〇〇〇（身体の障害のある者の氏名）が乗車する車両の運転者」と記載する（運転者氏名を記載するのではない。）。

ウ 「番号標に表示されている番号」の欄

「〇〇〇〇（身体の障害のある者の氏名）が乗車する車両」と記載する（具体的な車両番号を記載するのではない。）。

エ 「やむを得ない理由」の欄

「身体の障害のある者の輸送及びこれに付随する通行」と記載する。

なお、歩行が困難な事情については、必要に応じて申請者の任意により身体障害者手帳や医師の診断書等の提示を求め、又は個別具体的状況を聴取するなどの方法により確認し、別記様式の通行許可処分状況票に記載すること。

(2) 許可証の交付

原則として許可証は、申請者である身体の障害のある者に交付すること。

(3) 申請者への指導

許可証を交付する際、申請者に対し、次の事項について指導すること。

ア 許可証番号等の通知

申請者等がタクシー等の利用を依頼した場合、当該依頼を受けたタクシー等は、送迎の前後において許可証を携帯せず通行禁止道路を通行しなければならない場合もあることから、依頼を行う際は、申請者を輸送するため使用する車両の運転者に対し、当該運転者が送迎前後において警察官に停止を求められた場合に、「申請者の氏名」及び「許可証番号」を回答できるよう「申請者の氏名」及び「許可証番号」を事前に通知すること。

イ 許可証の携帯

申請者は、タクシー等に乗車する際には、許可証を携帯すること。

ウ 標章の掲出

申請者がタクシー等に乗車する際には、当該車両の運転者に対し標章の掲出を依頼すること。

第5 決裁時の留意事項

1 申請書の決裁時には、別記様式の通行許可処分状況票を作成し、許可処分

の状況を明らかにしておくこと。

- 2 許可処理簿は、毎月末現在で締切り、警察署長の決裁を受けること。

第6 運用上の留意事項

- 1 申請車両がいわゆる「県外ナンバー」である場合は、自動車変更登録申請や保管場所変更届出等の必要な措置を講じるよう教示し、法律違反を容認することとなるような受理は行わないこと。
- 2 閉庁時間帯に申請書の提出がなされた場合は、これを受理し、警察署担当係執務時間において決裁等の事務処理を行うこと。
- 3 歩行者用道路等の交通規制は、生活道路等における歩行者の通行の安全と円滑を図る上で必要な対処措置として行われているものであることを踏まえて、十分な審査の上許可すること。
- 4 通行許可の対象となる通行禁止道路の区間が2以上の警察署の管内にわたる場合は、一の警察署で申請書を受理し、関係警察署長と協議の上、許可証及び標章を交付するものとする。
- 5 標章の不正使用等の違法行為については、平素から端緒の把握に努めるとともに、これを認知した場合は、積極的な検挙措置を図るなど、厳正に対処すること。

第7 書類の保存

本件に関する書類のファイルコードは「40-43-20-080」とし保存期間は、3年とする。

第8 報告

本件事務処理状況は、1か月分取りまとめの上、別に定めるところにより、翌月5日までに交通規制課に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。